

徳島藩駅路寺制に関する一考察

衣川 仁

はじめに

慶長3年(1598)6月、蜂須賀家政は阿波国内の真言寺院8カ寺(長谷寺・瑞運寺・福生寺・長善寺・青色寺・梅谷寺・打越寺・円頓寺)に寺領10石を与え、往還する旅人に便宜を図るよう命じた。8カ寺は全て山号を駅路山とされ、これを総称して駅路寺という。

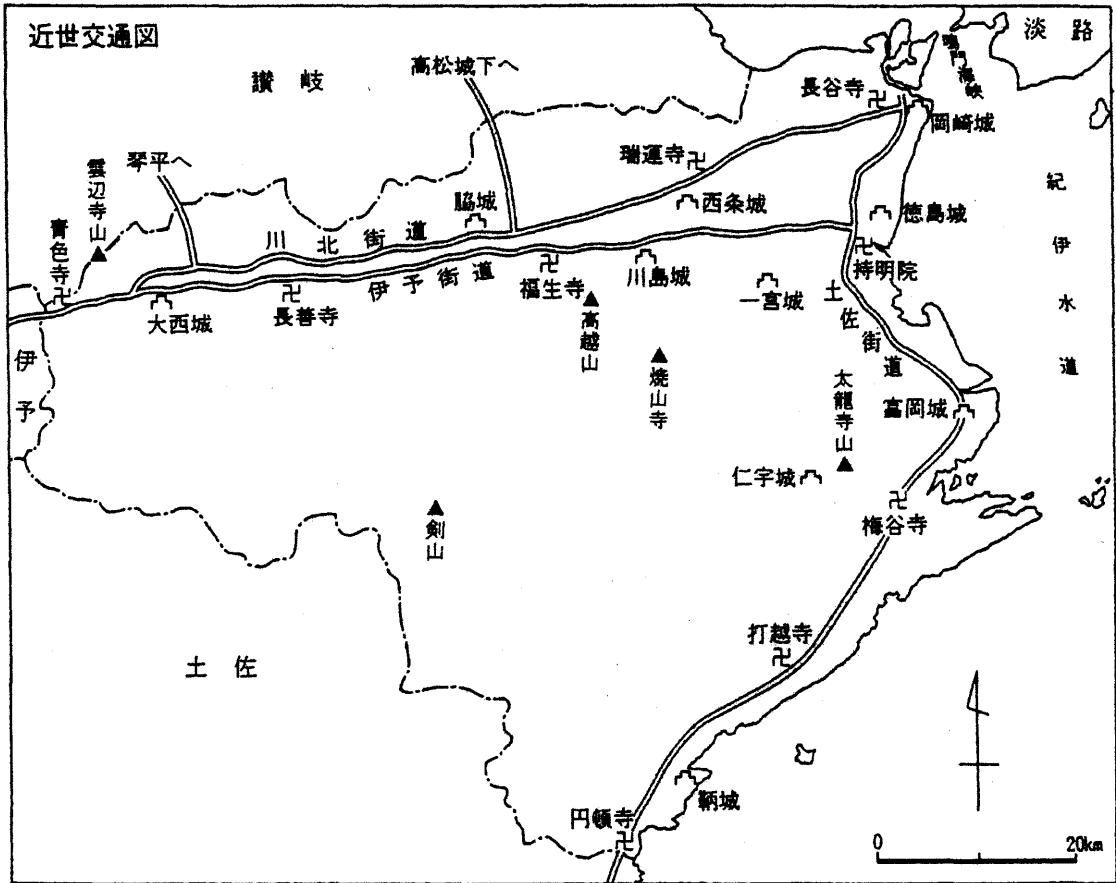
駅路寺制に関する研究は、設置の目的をめぐる議論が中心となっている。それは史料的な制約によるもので、設置を定めた慶長3年6月12日の駅路寺宛「定」(後掲【史料A】)¹⁾をいかに読むか、その「往還旅人為一宿」という第一の目的をどのように評価するかのみには絞られているといつてよい。また同じく史料制約のため、駅路寺制運用の具体相はおろか、その後の歴史的変遷についても詳細に辿ることは困難であるのが現状である。

現在廃寺となっている円頓寺も含め、この8カ寺の中には城下町徳島に所在するものはなく、直接には城下町との関係をもたない。しかしながら、城下町の建設と並行して整備され、徳島城を起点に延びる重要な交通路であった阿波国内街道沿いの寺院を駅路寺に指定したことには、徳島藩最初期段階での政策的意図が窺えるはずである。例えば天正13年(1585)の家政入国直後に着手された渭津の新城下町建設は、勝瑞城下寺院の移転も併せながら進められたが、その画期の一つが一国一城令に伴って寛永15年(1638)までに行われた阿波九城の廃棄であった²⁾。後述するように、駅路寺は阿波九城との関連で設置されたとする説が有力であり、他に類例を見ないこの制度を指定時期も含めて藩政初期の政治過程や宗教情勢に位置づけることで、城下町徳島を理解するための一前提として再評価することができるのではないかと。本稿では、駅路寺制をめぐる研究史を整理した上で、その機能について改めて考察を加えてみたい。

1 駅路寺制に関する研究史

ここでは、駅路寺の歴史的機能をめぐる研究史を中心に整理する。この作業は既に三好昭一郎氏によってなされているが³⁾、氏の業績も含めて整理を試みる。

1) 軍事・警察的機能



※三好昭一郎「徳島藩駅路寺制の展開」より転載、一部を改変した

まずは「往還旅人為一宿」を第1条に掲げた「定」について、主としてその設置時期の重要性を踏まえ軍事的機能を重視する立場である。

蜂須賀家政の事績を歴史的に検討した早い業績として小出植男『蓮庵公』⁴⁾を挙げることができる。小出氏はその中で駅路寺について触れ、「戦時にありては以て陣営に充て軍兵を屯するに用ゐたるか如き或は災時の避難所たるか如き皆是れ変に処し利用に應ずるの方法にして」と述べている。戦時に境内が陣営として使用されるという戦国期の寺院の在り方⁵⁾を駅路寺に適用しているが、それが駅路寺という制度としてなぜ必要とされたのかは明確ではなかった。

軍事的機能に関しては、阿波九城との地理的關係が注目されてきた。その例として『三好郡志』⁶⁾を挙げておきたい。そこでは「駅路寺を阿波九城の排置法と比較せば那賀海部両郡に九城の三分一を設けた統治権の確立と経済的政策の両々相俟ちて後世の関西の富藩たる基礎を家政は計営したのである」との指摘がなされている。

駅路寺と阿波九城との関係は、三好昭一郎「徳島藩駅路寺制度の研究」⁷⁾によって明確に問題化された。三

好氏は、『阿波の仏教史』⁹⁾では「まさきに遍路の名があがっていることから考えても、四国巡礼の保護が大きな要素となっていたことを示している」としたが、その後藩政における駅路寺制を考察する中で阿波九城との関連を重視、寺院の軍事的利用という藩の政策的立場を強調した。後述する軍事・警察的機能に重きをおかない考察を批判する中で、「慶長期の駅路寺が、藩内の主要街道に配置され、一日行程の間隔に分布している事実は、危機的状況下にあった初期藩政を背景として、とくに各地の土豪一揆対策として、有効な兵力の移動ができるように、交通体系を完備する必要から、主要街道に配置した一里松とともに、駅路寺のもつ軍事的意義は重視しなければならないし、第一節に述べたように阿波九城との関連も無視できないのは当然である」(416～417頁)とし、歴史的に分析する中で駅路寺制に対する評価を明確にした。その後も三好氏は、これを補足しつつ勝瑞城下から徳島城下への移転をはじめとする寺院配置にもその軍事的価値を認めている⁹⁾。同じく三好昭一郎「徳島藩駅路寺制の展開」¹⁰⁾では、四国遍路の盛行時期とのズレや遍路道との不一致を指摘、やはり少なくとも初期においては軍事的機能を期待された指定であったと主張した。三好氏の研究は仏教政策を含む藩政を踏まえた周到なものであり、次章以降の考察の中で触れることとする。

これに続いて山田竹系『阿波の関所』¹¹⁾が「隠密や犯罪者、その他いわゆる“不思議なる者”の監視、取り締まり、検挙にあたった。むしろ後者の方に、重点をおいていたのではあるまいかとも見られる」とし、更に阿波九城との関係に注目している。また岡泰『改訂木津野村誌考』¹²⁾は「その職責の手当分として、寺周り田畠七反七畝その高十石の地を給され、四国巡礼者、塩、藍の商人の往来の頻繁だった土地柄だけに、旅人の宿泊に便をはかるといふ、古の救急院、布施屋に似た慈善施設ではあったが、反面駅路寺と阿波九城との地理的な緊密な関係からも、蜂須賀入封なほ日浅く、山間部の一揆もいまだ終焉していなかったこともあり、軍事的な防衛機能の一端を、駅路寺にも持たせていたと同時に、農民の一揆、逃亡の防止のため、一宿を乞うものの動静に、駅路寺の眼は光っていたのでなかろうか。殊に切支丹禁制後は、一層厳しいものがあつたであろう」(54頁)と論じ、阿波九城との地理的關係や家政入国後の阿波情勢を踏まえた検討によって、駅路寺制の歴史的意義を明確にした。

三好氏による研究の後、駅路寺制の議論は阿波九城との関連を無視することはできなくなり、例えば町域に駅路寺の一つ打越寺を有する『日和佐町史』¹³⁾は、「山賊や盗賊の諸悪の企をもつ者は庄屋や政所へ告げ知らせべきこと、当寺へ集まり一揆を企てるやからは隣家まで通報するなど、住職はこれら定め置く旨を守り、油断あるべからずと、秘密警察的任務を負わせている。地方の治安や、農民一揆の防止などの方に設置の大きな目的があつたものと思われる。一面阿波九城との関連を考えるに、打越寺は富岡(牛岐城)と、海部(鞆城)との中間地点にあつて、旅宿のほかに明らかに軍事的な防衛の任務が重く感じられるのである」(169頁)と述べている。ここでいう「防衛の任務」とは、支城の中間地点としての駅路寺に常駐兵力があつたことを含意する可能性があるが、現段階で戦時ではなく平時からの軍事的要素を読みとるだけの史料はないと言わざるを得ない。

次に、平時の警察的機能についての議論に移りたい。駅路寺が他の寺院とは異なる機能をもつこと、すなわち後掲【史料A】にあるような遍路者その他の「往還旅人」との関連、そして街道沿いの立地を考慮したのが飯田義資『粟之拔穂』¹⁴⁾である。飯田氏は「主要路線の要衝を扼して行人の動向を察知し、機密保持と防諜偵察的使命に従事せしめた巧妙さ」(67頁)に家政の政治的手腕を認め、有事のみならず平時における「防諜偵察的使命」を重視した。

また『阿波の交通(上)』¹⁵⁾では、「ただ単に旅行者の便を図るといふ慈善的な施設だけではなく、宿泊人

の動向を監視させる治安維持の役割をも持たされていたことがわかる」(189 頁)、「八か所の駅路寺は阿波九城と巧妙に連絡できるように、各城の中間地点に配置され、又、国境に設けられた。(中略)これらの配置を考えると、駅路寺が明らかに軍事的・警察的機能の一端を受け持っていた」(191 頁)と結論する。

この両者が「防諜偵察的」「警察的」と表現する駅路寺の歴史的機能は、何れも平時の治安維持を目的としたものと理解できよう。その際問題となるのはその権限であり、実際の運用とその際の強制力であるから、「定」と地理的配置がその論拠となり得るかが明らかにされなければならないだろう。

2) 宿泊施設として

軍事・警察的機能を重視する立場に対し、「定」の第1条、すなわち「往還旅人為一宿」の機能をそのまま認める立場がある。井上良雄『阿波国交通史』¹⁶⁾がそれであり、「駅路寺の設定については、軍事的意味や天災時の避難所、或は秘密警察的諜報機関の任務があつたと云はれるが、例えかゝる意図があつたとしても、それは第二義的なもので、やはり定書第一候に示した如く「往還旅人為一宿令建立之」と云ふのが、最も重要な趣旨ではなからうか。外敵其の他に対する陣営としては余りにも貧弱であり、内乱に対する情報蒐集の便を得る為ならば、其の憂の多かつた地方に密に設定すべきである」(48～49 頁)と主張した。

また、福井好行『阿波の歴史・地理』¹⁷⁾は「之等謀反の者や逆徒に対する隠密に察知する計画が含まれていたであろうとは諸説悉く推察している。(中略)右の定書を見ると、前説、隠密探偵の意味は打消されねばならず、特に第三条に明らかな様に、不穩の者どもは一切宿泊を許可してはならない規程になっているから、駅路寺設定の真の意味ではあるまい」(86～87 頁)、「他国に珍らしい駅路寺の設定は、思うに、藩主蜂須賀家政の達識に基づくもので、或はそれを補佐した家臣団の中に、有能の士があつたことにも依ろうが、渭津築城の物語りに示されたように一所堅固の城から国堅固の城にと考えた蓮庵家政の活眼一家政の達識を物語るものと見てよいと考える」(91 頁)と述べ、「防諜偵察的使命」「秘密警察的任務」といったものを否定している。

駅路寺に指定された長谷寺を個別に考察する中で、小塩祐光『長谷寺』¹⁸⁾は「防備のためには各支城があつて、当時相当数に及ぶ武士が常駐していたし、撫養上陸の旅人の押えや、土佐国境の押えのためには関所があつて、武具を備えた武士がきびしく監視していた。また至る所の渡舟場には番所があつて往来の人を見張っていた。こうした徹底した取締まり態勢の中にあつて、なお、寺が取締まりの一環を担う必要があつたであろうか」(232 頁)と述べ、阿波九城との関連を重視する立場に疑問を呈している。

この小塩氏の批判は重要であろう。戦時において広い境内に軍隊が駐屯するということは、既に述べたように戦国期には通常みられたものである。駅路寺指定当初の国内情勢が未だ不穩なものであつたとすれば、なおさら藩として改めて「定」を出し、寺廻 10 石を与えてそれを「駅路寺」と総称し、「一宿」の機能を装う必要があつたのだろうか。また、地理的環境を考えれば、「九城と巧妙に連絡」可能な位置にあることは確かである。しかし、その「防諜偵察的使命」によって駅路寺が実際に連絡を取つたのは、後にみるように「地下之庄屋政所」でしかなかった。こうした措置は藩政下の「諸悪之企」をなす者に対する対応として一般的なものであつて、何ら特別な「使命」ではなからう。勿論、阿波九城との関連は重要であるが、やはり「定」(【史料A】)の第1条を重視すべきであると考ええる。

その中で、「往還旅人」を四国遍路との関係でとらえ、その後の遍路発展に繋がるもの、あるいは遍路を保

護する藩の立場を明確にしたものとする議論は興味深い。例えば新城常三『新稿社寺参詣の社会経済史的研究』¹⁹⁾が「江戸時代の遍路史料の初見は、慶長三年（一五九八）の阿波駅路寺史料であろう。阿波藩主が領内八ヶ寺を指定して、一般旅人並びに遍路の宿泊の便に供したものである。ここに遍路が封建領主の関心を惹くほど、ある程度社会的に顕在化するに至っていたことを意味するようでもあるが、（中略）この駅路寺が、遍路の発展に役立つことは少なくないであろうが、戦国の戦火ようやく収った慶長三年当時の遍路の数はそれほど多くはないであろう」と指摘したような視角が、今後の駅路寺研究を新たな段階へ導くのではないかと思われる。

2 駅路寺制の機能

駅路寺制の機能を考える場合の中心史料となるのは、既に述べたように慶長3年（1598）6月12日の各駅路寺宛「定」である。3カ条からなるこの史料をいかに読むかで駅路寺制への歴史的評価が変わるといってもよいだろう。既に多くの論者が行っていることではあるが、改めて分析した上で、指定当初の歴史的背景を踏まえて駅路寺を位置づけてみたい。

1) 駅路寺文書の検討

【史料A】²⁰⁾

定 駅路山何寺

- 一 当寺之義往還旅人為一宿令建立候之条専慈悲可為肝要或辺路之輩或不寄出家侍百姓等行暮一宿於相望者可有似合之馳走事
 - 一 不寄自国他国者山賊盜賊等之道其外諸悪之企有之時々来宿をかる輩族可有之候勿論兼而事之由被令承知候者歟不然者不審ニ被存族有之者宿之儀可遂斟酌万一押而一宿可仕旨申者有之候偏可為狼藉即地下之庄屋政所エ告知セ可被行曲事事
 - 一 地下并他所郷之者当寺へ相集或者国之褒貶或者対代官給人企訴訟以下其外諸之悪事相工其面々ハ不及沙汰宿等致候ハ、隣家迄可為曲事如此族於相催者勿論不可能許容事
- 右定置所常住被守此旨不可有油断之状如件

御名茂成

慶長三戊戌年六月十二日

【史料A】は指定に当たって各駅路寺に出された「定」の雛型である。第1条にある「往還旅人為一宿」という文言が駅路寺指定の主たる目的であることは間違いない。その歴史的評価の分岐点は、これが原則あるいは建て前なのかどうか、第2・3条すなわち「山賊盜賊等之道其外諸悪之企」の来宿時と「国之褒貶或者対代官給人企訴訟」の際の対応にどの程度比重を置いて読むかにある。

ここで軍事・警察的機能を重視する立場は、指定当初の国内状況を重視してきた。天正13年（1585）に入国した蜂須賀家政は、長宗我部元親撤退後の荒廃状況を立て直すと同時に、検地等に抗する在地土豪の武力蜂起への対処など、国内掌握・秩序回復といった課題に直面していた²¹⁾。その中で推進されたのが、支城（阿

波九城) 駐屯による軍事支配体制の構築である。その後の一国一城令によって九城は解体へと進み、軍事主導の領国統治は官僚制的なものへと転換していく²⁹⁾。軍事・警察的機能を重視する論者は、この間駅路寺が九城との連携の下で治安警察的機能を発揮したとする。

蜂須賀氏入部後の阿波国では、上述の通り阿波九城という支城駐屯制による地方支配の仕組みが打ち立てられた。宇山孝人氏は、その際に出された天正 13 年の矢野百姓中宛「條々」などから、百姓支配の前提となる給人・代官の機能化のために、彼らの非法に対する藩側の目配りや百姓による藩側への告発奨励があったこと、そうした給人による支配を基本に支城駐屯制が機能していたこと、更に給人と百姓の間に政所を核とする「村」が介在していたことを明らかにされた³⁰⁾。【史料 A】で「山賊盜賊等之道其外諸悪之企」が来宿した場合に「地下之庄屋政所」へ通報することが義務づけられたように、駅路寺の「防諜偵察的」機能は「地下之庄屋政所」の下で稼働するに過ぎず、支城と連動したものとする評価は過大であろう。また、給人に対する訴訟を企てる者の宿泊を許可した場合の連帯責任をも盛り込んだ第 3 条規定は、宇山氏の指摘を踏まえるならば、代官・給人と百姓を相互に監視させることで秩序維持を目論む藩政レベルの方針であって、駅路寺に固有の機能ではない。

【史料 B】³¹⁾

定

(中略)

- 一 結徒党企闘諍不似合事業不可仕事
- 一 背国法輩到来節於有其届無異義可返事
- 一 寺院仏閣修覆之時不可及美麗事

附 仏閣之懈怠掃除可申付事

(中略)

寛文五年七月十一日

これは駅路寺指定から半世紀以上たった寛文 5 年 (1665) 時点で諸宗に宛てて出された「定」である。三好昭一郎氏は、「元禄期までの駅路寺は、藩政初頭における治安対策的機能を第一義とする段階から、元和・寛永期を経て第一段階における機能が後退し、形骸化がすすむにつれて、藩からの保護も次第に絶えたものと考えられ、経営不振に陥ったのであろう」と指摘された³²⁾。ここでいう機能の後退は、藩政初頭の危機的状況、具体的には山間部の土豪一揆といった軍事的背景の解消であり、氏によれば「軍事優先的藩体制から農村支配優先的藩体制への転換」³³⁾ということになる。しかし、その転換後でありかつ駅路寺限定ではなく諸宗に対して出された【史料 B】にも「結徒党企闘諍」や「背国法輩」に対する警戒が盛り込まれるのは、藩内秩序の持続的な維持を想定すれば当然のことであろう。むしろ、「軍事優先的藩体制」時である【史料 A】でさえ、「農村支配優先的藩体制」下での【史料 B】と同様の内容しかないことを重視すべきではないか。すなわち、慶長段階でも駅路寺に課せられたのは第 1 条が中心であって、第 2・3 条は一般的な警戒に過ぎないと考えられる。

次に、寛永 18 年 (1641) の長谷寺宛「定」(【史料 C】)³⁴⁾をみてみたい。ここには寛永 14 年 (1637) の島原の乱などを経た幕府による禁令の後、新たに加えられたキリシタン条項が含まれている。三好氏はこれを

「公儀の切支丹禁制に伴って、駅路寺に探索の機能が付加されるなど、さらに駅路寺の政治的役儀が強化されたことが確認できる」とされるが²⁹⁾、果たして「探索の機能」という評価は可能であろうか。

【史料C】

定

一 当寺之儀為往還旅人之一宿雖被令建立此節從 公儀きりしたん之族御制禁之條不依何者疑敷者一宿被仕義堅停止之事

一 金毘羅分新町之儀如有來諸役令免許事

一 地下人并他所他郷之者當寺へ相集或國之褒貶又者對代官給人企非道之訴訟輩歟忽而乍知惡党於寺內令許容者住寺可為越度事

右條々可被相守者也仍如件

寛永十八年三月廿八日 忠英（花押）

長谷寺

宥胤法印

第2条の「金毘羅分」条項は、第2代藩主忠英の長谷寺と金毘羅権現に対する信仰の深さを表すものとされ²⁹⁾、【史料A】にはなかったものであるが、第3条は文言こそ違え「悪党」の出入りを禁ずるという点で【史料A】とほぼ同意である。問題の第1条は、キリシタン禁制に伴い「往還旅人」であっても「疑敷者」は一宿を認めてはならないというもので、これも駅路寺に限定されるものではないだろう。キリシタン禁制下であれば一般的な規制である上に、三好氏の言う「探索」にあたる行為は含まれない。

以上本節では、駅路寺の機能として議論されてきた「警察的機能」が、駅路寺固有の属性ではなく藩政初期の政策方針として一般化すべきことを指摘した。すなわち【史料A】第2・3条からは、駅路寺の「地下ノ庄屋政所」を越える統治上の責任、そして阿波九城と関わる特異な機能を読みとることはできないと考える。では、駅路寺が地域社会でどのような位置を占めていたのか、節を改めて考えたい。

2) 『円頓寺旧記』にみる駅路寺と地域社会

徳島県海部郡穴喰町に所在した駅路寺の一つ円頓寺は、既に大日寺に併せられ廃寺となっているが、慶長9年（1604）の大地震・大津波を記録した『円頓寺旧記』の写本が、その後の震災記録とともに『震潮記』としてまとめられている³⁰⁾。大津波による被害の恐怖と、そこからの回復に苦心する様子が克明に記録されており、災害資料としても価値の高いものである。その一方で、ここからは駅路寺指定後間もない時期の円頓寺と、その周辺の真言宗寺院および地域住民との関わりが窺える。まずは駅路寺の由緒を当寺僧侶の立場からとらえ直した「御建成立来旧記之事」を以下に掲げておく。

【史料D】³¹⁾

覚

其方寺屋敷高式石九升五合御年貢指上来候へ共御赦免被下候様にと御代官稲田喜三兵衛郡奉行内海弥五

太夫を以て御訴訟被申上ニ付達御耳入候所被聞召届自今以後御年貢御赦免被遊旨被仰出條條可被得其意候以上

寛文十一年四月十三日
宍喰浦円頓寺

加島主水

阿州海部郡宍喰村新寺一寺駄路山円頓寺
御建立成来旧記之事

- 一 当寺開山住侶泉州久米田寺多門院一代法印快尊弟子快嚴時代也
- 一 当寺之儀者往還旅人為一宿蜂須賀阿波守茂成公御時代ニ御慈悲として五間半に七間之新寺御建立可被為成即寺号山号共御直附而慶長三年六月十一日二日兩日当而御直判之御證文一通并為寺領高拾石被為下置御折紙御印形而二通益田彦四郎殿(ママ)与 被仰渡致頂戴候戊七月二十三日頂戴申候
- 一 益田彦四郎殿より被申渡候は從御上被仰渡候宍喰村之儀土州境目之儀ニ候条常々萬端寺内異儀等糺可令寺務旨被仰渡候条其旨屹可得相意彦四郎殿被申渡候儀而為旧記御棟札等に至迄相改置候條後之住僧右之趣可得相意候

(中略)

阿州海部郡宍喰村新寺一本一寺 駄路山円頓寺住侶 法印快嚴 (花押)
慶長四己亥年正月二十八日 書記之

慶長4年(1599)時点での記述を含む【史料D】においては、「往還旅人為一宿」という前年の「定」(【史料A】)が引用されると同時に、「五間半に七間之新寺御建立」という文言もみられる。これは駄路寺設置が全く新たな寺院を建立するのではなく、伽藍内部に「特定の堂宇が建立されたことを示すもの」³²⁾とした三好昭一郎氏の指摘通りである。

また、「常々萬端寺内異儀等糺可令寺務旨被仰渡候条」との文言にも注目したい。ここでいう「寺内異儀」とは、【史料A】第3条「或者国之褒貶或者対代官給人企訴訟以下其外諸之悪事相工」というような事態を想定している可能性もあるが、少なくとも円頓寺側の認識としては、それが「駄路寺」であるというよりは「土州境目」という地理的環境にあることを理由としている。

次に、同じく『円頓寺旧記』によって、円頓寺と周辺地域との関係をみてみたい。

【史料E】³³⁾

- 一 当浦慶長九年十二月十六日に辰半刻より申上刻まで大地震にて前代未聞の大変
(中略)

殊に祇園宝物大般若六百軸は祇園内殿に入り有り皆流失なく浦里氏子打ち寄せ快喜これに過ぎず候それより国家御里の祈祷に大般若転読いたしはじめたく旨宥真あい願われ浦里六ヶ寺結衆うち寄り候て祇園に於て転読致し正月十一日を定日として修行致し候

慶長9年12月の大地震・大津波という「前代未聞の大変」により、宍喰浦周辺は甚大な被害を受けた。その中で流失を免れた祇園社の宝物である大般若経600巻を「国家御里の祈祷」として転読することになった

が、それを担当したのが「浦里六ヶ寺結衆」と称された真言宗寺院（真福寺・大日寺・西光寺・成福寺・正福寺・円頓寺）であった。「正月十一日を定日として」行われることになった大般若経転読は、大津波による被害者の鎮魂の意味が込められており、被災後新たに始められたものである。この「浦里六ヶ寺結衆」の結びつきは、それ程古くはないにせよ被災以前からのものであった。『円頓寺旧記』によれば、天正から慶長にかけての穴喰浦では寺院・神社の造立・移転が行われ、その際に浄土宗と真言宗の「宗論之双論」が起こったという。

【史料F】³⁴⁾

扱て扱てわれわれの一致に立る所の念仏の味もろくに知らぬやつが大切なる密宗を真言不成仏とぬかせしゆえ取遣して念仏のぬか口に此方の大切なる醍醐味のあじわいをなめさしてみせようとおしかけて参り入りしか真言結衆の住持方を見るとそのままにげかくれて見えず候ゆえに人々挨拶これあり結衆方皆々引き申され候慶長二年四月下旬の事也是れ皆当浦町中老若男女皆案内の事に候

ここでは「六ヶ寺」に限定されないものの、浄土宗方と争う「真言結衆」の存在が確認できる。少なくとも駅路寺指定以前から、穴喰浦では「真言結衆」という寺院間を横断する宗派としての繋がりが存在した。そしてその「結衆」が、駅路寺指定の影響を受けずにそのまま「浦里六ヶ寺結衆」として機能し、地域住民のために祈りを行うことが続けられた。

【史料G】³⁵⁾

駅路山住侶寺役覚

正月吉日

一 弁天祭結衆三ヶ寺

右は当浦獵師船頭中より相頼み弁才天山にして浦祈祷として三ヶ寺出て正月初日の巳に祭初追って三ヶ寺出合して仁王経ヲ読誦してそれより沖に民部殿と申して果し嶋有り此の処迄船にして参り塩祭りをするなり

正月五月九月に右の通り祈祷をする也右初穂として浦分獵師衆中より獵初穂三ヶ寺へ上る

慶長十年正月より仕初たる也

右は後々末世迄三ヶ寺旧關の請持の浦祈祷也

一 祇園社に於て五穀祈祷として大般若経六百軸転読致し正月十一日を定日にして浦里六ヶ寺結衆毎年寺役として相勤め候

「浦」という地域の特徴を持つ穴喰の住民にとって、漁の安全を願った「浦祈祷」は日々の生活に関わる重要なものであったはずであり、それ故に「獵師船頭中より相頼」むかたちで仁王経が読誦され、「初穂」が献上された。【史料G】には「慶長十年正月より仕初たる也」とあり、この祭自体はそう古いものではない。しかし、【史料F】で確認した「真言結衆」の祈りを要請したであろう住民と寺院との関係は、「真言結衆」の存在と同様に駅路寺指定以前から強固に存在し、指定後も何ら変化することなく継続したと考えられる。

ここから窺えるのは、駅路寺の在地寺院としての機能である。少なくとも穴喰浦の円頓寺については、真

言宗としてのまとまりを背景に地域住民の祈りの要請に対応可能な受け皿となっていたことを重視すべきではないか。勿論これが「秘密警察的」に機能する可能性もあっただろう。また円頓寺の場合、駅路寺指定は明らかに「土州境目」であることが意味をもっていた。しかしながら、こうした地域に根付く寺院の力が「秘密警察的」なものとして発揮できたのか、駅路寺を指定した家政がこのような寺院に何を求めたのかを考える必要があるのではないか。その際に重要になってくるのが、家政による寺院統制の背後にある「僧行」への思いである。

【史料H】³⁶⁾

猶々出家不相逢衆ハ即其地下候ハ、選俗仕百姓ニ成候へと可被申付候以上
態令啓候仍南方聖家出家衆近年僧行被致無沙汰付而為各被相改之由尤可然存候、如右ニ僧衆も衆義ニ被
相交候へハ、只宗体之瑕瑾且国之外聞、旁以不可然候條、南方三郡之儀ハ、為此衆堅被撰尤候、為其如
此候、恐々謹言

霜月十三日

阿波入道

奥坊（花押）

神応寺

泉福寺

梅谷寺

薬王寺

大龍寺

御同宿御中

【史料I】³⁷⁾

新庄神応寺門葉法度條々

- 一 清僧衆夜中ニ不着法衣、不可独行事
- 一 若輩衆出仕之時、頭巾青タビ堅可停止事
- 一 御影供・報恩講、其外恒例之法事、無懈怠可致修行事
- 一 自今以後、四度之行体常住ニテ可仕候、在郷ニテハ不可致修行事
- 一 出仕之時、着法衣持念珠扇子、可致如法事
- 一 門主御来儀無之所ニテ致仏具用意シ不可致勤行事
- 一 於旦那中三尺より高大ナル塔婆、門主ヲ不申入脇僧不可出事
- 一 所々ノ旦那被仰付候上ハ、御定被成候香錢之儀、毎年霜月中ニ進納可申候、別相違之儀候ハ、何時成共御取上可被成候、少も抑留申間敷候事
- 一 衆中臈次者可為戒臈次第事

右條々於違背之輩者、縦智恵才学拔群之人といへ共、可破衆分、則名帳ニ一生不免之點を可被懸候者也、仍而為後日證文條旨ニ連判ヲ仕上申候也

慶長六年五月吉日

岩脇

大坊 宥宗（花押）

(後略)

【史料H】で家政は、南方三郡の5ヶ寺に対して「僧行」の「無沙汰」を改めるよう命じている。ここで宛所となっていた神応寺では、僧侶の衣服や修行に関することなど一門の「法度」を規定し、末寺に対する締め付けを図っている(【史料I】)。この内容は家政の言う「僧行」、すなわち僧侶としての在り方に関わるものであり、家政の意向をうけたものとは考えられないだろうか。藩政下では、僧侶には僧侶の、寺院には寺院としてのあるべき姿、すなわち「僧行」の実践が求められたのであり、その点で【史料H】で対象となった南方三郡の寺院に梅谷寺も含まれているように、駅路寺も例外ではなかった。そのように考える時、駅路寺に固有の機能として要求されたのは、やはり僧侶に相応しい慈悲行為、すなわち【史料A】第1条の「専慈悲可為肝要」から導き出される「往還旅人為一宿」であったと考えたい。

3) 四国遍路と駅路寺

駅路寺指定の意図を第1条に認めるならば、地理的配置も含めて考える必要があるのは四国遍路との関わりであろう。駅路寺が指定された16世紀末において、四国遍路は一般民衆が主体ではなく聖や僧侶の修行によるものがほとんどで、順路も確定していなかった。遍路の民衆化は承応2年(1653)成立の澄禅『四国遍路日記』をはじめとする遍路案内記の編纂を待たなければならなかったという³⁸⁾。このことを前提とするならば、中世以来の霊場巡礼がその後四国遍路として確立していく過渡期にあって、当初の駅路寺がその拠点として機能していた可能性があるのではないだろうか。

【史料J】³⁹⁾

定条々

阿波国念行者修験道法度之事

(中略)

一 御代参之事、大峰・伊勢・熊野・愛宕・高越、何之御代参成共、念行者指置不可参之事

(中略)

右条々、従先年有来候雖為御法度、近来猥ニ罷成候条、得国司御意相改候間、此度能々相守候事尤ニ候、若於相背者、御衆中罷出可為停止者也、依而如件

天文貳拾老壬子年十一月七日

(後略)

既に長谷川賢二氏が考察されているように⁴⁰⁾、この史料に出てくる「高越」は現在の徳島県吉野川市山川町の高越寺を指している。高越山高越寺は、弘法大師建立の伝承を有する修験の中心地で、阿波国絵図では太龍寺・鶴林寺・雲辺寺とともに特筆されており⁴¹⁾、全国的にも大峰や熊野と並ぶ霊山として認識されていたことがわかる。長谷川氏は、山伏の地域的ネットワークが宗派・本末関係の規制を相対化しつつ展開する過程で、彼らが四国遍路形成に関わった可能性を指摘されているが、ここでは更に踏み込んで駅路寺との関連を想定してみたい。高越寺の北を走る伊予街道には、駅路寺の一つ福生寺が位置している。伊予国境に近

い駅路寺の青色寺は、雲辺寺（第六十六番札所）の南麓にあって「清色寺（国守より辺路人の為に建堂なり、山の麓にあり）、是より雲辺寺迄五拾町山坂なり」とされたように⁴²⁾、山岳霊場の拠点としての位置を占めていた。同様に福生寺も霊場高越寺の山麓の拠点となった可能性がある。このように見ていけば、瑞雲寺は現在の第六番札所安楽寺であるが、ここからは藤井寺（十一番）や焼山寺（十二番）など山間部への入り口として評価できるのではなかろうか。

この他、長善寺や梅谷寺についてもあるいは剣山や太龍寺などの山岳霊場との関係を視野に入れる必要があるのかもしれない。無論高越寺の例も含め史料的な裏付けはなく仮説の域を出ないものだが、ここで重要なのは、長谷川氏も指摘されるように、例えば高越寺の如く大師信仰を有するなどの「由緒」を持つ中世以来の霊山でも、必ずしも札所に含まれるわけではなかった点である。中世的な巡礼のかたち一般庶民を巻き込んだ近世的四国遍路として定着していくまでの変化の中で、遍路主体の変化とともにルートの変遷も存在したのではないか⁴³⁾。家政が四国遍路そのものを発展させる意志を持っていたかは不明だが、過渡期にある遍路と阿波国内交通路の整備を合わせ、発展させようとする政策の可能性は皆無であろうか。あるいは「僧行」を追求し自らも一旦は高野山に入った家政の信仰心の問題も考慮すべきであろう。とまれ、駅路寺の歴史的機能は阿波九城との関係のみで考えるのではなく、むしろ遍路道や山岳霊場との関連を視野に入れながら【史料A】第1条を軸に検討すべきである。

むすび

本稿では、まず駅路寺制に関する研究史を整理した上で、阿波九城との地理的關係を考慮しその軍事的あるいは「秘密警察的」な機能を認める立場を批判、四国遍路との関わりを再検討すべきではないかと結論した。最後に、「総駅路寺」とも評価され徳島城下に位置する持明院の問題に触れてむすびとしたい。

持明院について、古くは小出植男氏が「駅路寺として定められたるものなり」とし、また『蜂須賀蓮庵光明録』には「寺町持明院を駅路寺の中心とし」たとの評価がある⁴⁴⁾。更に三好昭一郎氏も「当寺が城下を通過する往還人のための宿泊施設として、一字が建立された上、十石の寺領が宛行われたということは、駅路寺制度の先駆をなすものであるだけでなく、八か寺の駅路寺が設置される六か月以前のことであることからすれば、この事実からして持明院が、やがて成立する各駅路寺に対して、総駅路寺として創設されたということが出来るのではなかろうか。そうだとすれば、持明院が真言宗であるという関係上、六月十二日に一括指定された駅路寺八か所も、すべて真言宗寺院であったという謎も、ある程度は理解できるのではなかろうか」⁴⁵⁾と指摘されている。駅路寺の軍事・警察的機能を強調される三好氏にとっては、勝瑞から移転され城下において軍事・防衛的機能を果たす寺町に配置された持明院⁴⁶⁾は「総駅路寺」に相応しいものと評価されるのかもしれない。しかし、本稿では「往還旅人為一宿」を第一義とする立場から、異なる視点で再評価を試みたい。

【史料K】⁴⁷⁾

於猪山持明院普請寺領於寺廻拾石可相付候助二郎可相渡候何れも出来次第堂座之初堂として米拾俵半左衛門方より可相渡候以上國中往還人宿に被仰付候間如何にも奇麗に掃除被仰付可然候

慶長三年正月二日

持明院*

【史料L】⁴⁸⁾

持明院 願成寺トテ真言ノ本寺也、予ハ高野山宝亀院ノ状ヲ持テ持明院ニ着ク、依是、持明院ヨリ四国邊路ノ廻り手形ヲ請取テ廿五日ニ発足ス、大師ハ阿波ノ北分十里十ヶ所靈山寺ヲ最初ニシテ阿波土佐伊豫讃岐ト順ニ御修行也、夫ハ渭津ヨリ巡道悉キ速中古ヨリ以来阿波ノ北分十里十ヶ所ヲ残シテ井土寺ヨリ初テ観音寺国分寺常楽寺ト巡行シタルガ能ト持明院ヨリ伝受也。

【史料K】は小出・三好両氏をはじめとする諸氏が持明院を「総駅路寺」とする論拠となっている。その評価は妥当であるが、ここでは「國中往還人宿に被仰付候」との文言に注目したい。持明院での普請は「國中往還人宿」との連動を予定したものであり、それは半年後に駅路寺の指定として具体化された。ここでも史料的な制約から各駅路寺と「総駅路寺」たる持明院との関係は不明とせざるを得ない。しかし、こうした持明院の立場は四国遍路の問題として整理する過程で再浮上する。すなわち、澄禅『四国遍路日記』（【史料L】）ではそれが「廻り手形」の発行や順路の「伝受」として表れており、持明院の四国遍路における重要な位置が明確になる。周知の通り持明院は札所ではないが、本稿で示唆した駅路寺と四国遍路の関連を踏まえるならば、「総駅路寺」たる城下の持明院の歴史的機能は、各駅路寺がやがて荒廃していったように四国遍路民衆化の過程で吸収されていったのではないだろうか。この点についても四国遍路の確立過程や徳島藩の遍路政策といった問題の検討が不可欠であるが、それは今後の課題とせざるを得ない。

- 1) 『阿淡年表秘録』瑞雲院殿（『徳島県史料』第一巻、徳島県、1964年）17～19頁に雛型が掲載されている他、『池田町史』上巻（徳島県三好郡池田町、1983年）、『穴喰町誌』上巻（穴喰町教育委員会、1986年）、『日和佐町史』（徳島県海部郡日和佐町、1984年）にもそれぞれ青色寺・円頓寺・打越寺に宛てられた「定」が翻刻されている。これらに文字の異同はほとんどなく、ほぼ同文といってよい。
- 2) 根津寿夫「城下町徳島の再編について一下屋敷を中心に一」（『史窓』24、1994年）。
- 3) 三好昭一郎「徳島藩駅路寺制度の研究—藩政過程との関連を中心として—」（徳島地方史研究会創立十周年記念論集『阿波・歴史と民衆』井上書房、1981年）。
- 4) 小出植男『蓮庵公』（徳島県立図書館所蔵、1912年）。
- 5) 例えば三好長慶が東寺に本陣を置こうとした際、東寺側はこれを回避することができ「御寺之儀ハ陣所ニなり不申候間、可御心安候」と安堵している（永禄元年5月7日藤岡直綱書状、東寺百合文書イ函）。
- 6) 『三好郡志』（名著出版、1972年複製、初出1924年）556頁。
- 7) 前掲註3 三好「徳島藩駅路寺制度の研究」。氏は既に「駅路寺と安楽寺」（『阿波郷土会報』19、1958年）の中で、九城との「タイアップ」による軍事的機能を示唆されている。
- 8) 三好昭一郎『阿波の仏教史』（徳島県教育会出版部、1965年）。
- 9) 三好昭一郎「徳島城下における寺院配置の研究」（『徳島城下町民間藝能史論』三好昭一郎、2006年、初出2003年）。
- 10) 三好昭一郎「徳島藩駅路寺制の展開—領主による寺院利用の一事例—」（『地方史研究』45-1、1995年）。

- 11) 山田竹系『阿波の開所』（徳島県教育会出版部、1964年）70～72頁。
- 12) 岡泰『改訂木津野村誌考』（岡泰、1991年、初出1979年）。
- 13) 『日和佐町史』（徳島県海部郡日和佐町、1984年）。
- 14) 飯田義資『粟之抜穂』（徳島県教育会、1961年）。
- 15) 『阿波の交通（上）』（徳島市立図書館、1990年）。
- 16) 井上良雄『阿波国交通史』（井上良雄、1954年）。
- 17) 福井好行『阿波の歴史・地理』第一（福井良行、1964年）。
- 18) 小塩祐光『長谷寺』上巻（長谷寺、1981年）。
- 19) 新城常三『新稿社寺参詣の社会経済史的研究』（塙書房、2006年、初出1982年）1020～1021頁。
- 20) 前掲註1『阿淡年表秘録』17～18頁。
- 21) 家政入国直後に発生した抵抗運動については丸山幸彦「四国山地における蜂須賀氏入部反対運動」（『奈良史学』24、2006年）、検地については宇山孝人「蜂須賀氏の阿波入部直後の検地と年貢徴収—天正十三年矢野百姓中宛「條々」をめぐって—」（『史窓』22、1991年）。
- 22) 『徳島県の歴史』（山川出版社、2007年）「5章 近世阿波の成立」。
- 23) 前掲註21 宇山「蜂須賀氏の阿波入部直後の検地と年貢徴収」。
- 24) 『阿淡御条目』十六（『徳島県史料』第二巻、徳島県、1967年）439～440頁。
- 25) 前掲註3 三好「徳島藩駅路寺制度の研究」420頁。
- 26) 前掲註3 三好「徳島藩駅路寺制度の研究」418頁。
- 27) 小杉樞郎編『阿波国徴古雑抄』（日本歴史地理学会、1913年）525頁。
- 28) 前掲註3 三好「徳島藩駅路寺制度の研究」415頁。
- 29) 前掲註18 小塩『長谷寺』225頁。
- 30) 『徳島の地震津波—歴史資料から—』（徳島市立図書館、1982年）「第四章・歴史資料にみる津波の記録」に翻刻されたものによった。前掲註1『穴喰町史』「第三章 近世」にも一部掲載されている。また近年、現代語訳版も刊行された。『震潮記—阿波国穴喰浦 地震・津波の記録—』（田井晴代訳・発行、2006年）。
- 31) 前掲註1『穴喰町誌』174～175頁。
- 32) 前掲註3 三好「徳島藩駅路寺制度の研究」410頁。
- 33) 前掲註30『徳島の地震津波』133頁。
- 34) 前掲註30『徳島の地震津波』140～141頁。
- 35) 前掲註30『徳島の地震津波』143頁。
- 36) 前掲註27『阿波国徴古雑抄』「那賀郡加茂村大龍寺所蔵文書」。
- 37) 前掲註27『阿波国徴古雑抄』「八幡村神応寺所蔵文書」。
- 38) 例えば前掲註22『徳島県の歴史』174～175頁など。
- 39) 前掲註27『阿波国徴古雑抄』「麻植郡川田村良蔵院所蔵文書」。
- 40) 長谷川賢二「四国遍路の形成と山伏の関係をめぐる覚書」（『瀬戸内海地域史研究』8、2000年）。
- 41) 平井松午・根津寿夫編『阿波・淡路国絵図の世界』（徳島市立徳島城博物館、2007年）48頁。
- 42) 『四国遍礼名所図会』（伊予史談会編『四国遍路記集』伊予史談会、1997年、初出1981年）284頁。

- 43) 阿波国内の街道および遍路道については、徳島県歴史の道調査報告書第三集『撫養街道』（徳島県教育委員会、2000年）、同第四集『土佐街道』（2000年）、同第五集『遍路道』（2001年）を参照した。また、平井松午「国絵図にみる阿波五街道の成立」（日下雅義編『地形環境と歴史景観—自然と人間の地理学—』古今書院、2004年）は、「駅路寺とともに、公的機関（藩）による「五街道」整備が、のちに四国遍路の大衆化を促す社会基盤になり得た」と指摘している。
- 44) 前掲註4 小出『蓮庵公』、長尾覚編『蜂須賀蓮庵光明録』（宮田有馬次、1917年）。
- 45) 前掲註3 三好「徳島藩駅路寺制度の研究」424頁。
- 46) 前掲註9 三好「徳島城下における寺院配置の研究」。
- 47) 『蜂須賀蓮庵』（徳島縣、1914年）156～157頁。
- 48) 澄禅『四国遍路日記』（前掲註42『四国遍路記集』所収）。